

都道府県知事裁定の恩給受給者の概要

恩給支給官(室)

都道府県から俸給を受けていた文官、公立の小・中学校等の教育職員及び警察監獄職員等に係る恩給を受ける権利は、都道府県知事が裁定することとされています。

この都道府県知事が行う恩給を受ける権利の裁定に関する事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する第一号法定受託事務とされています。

総務省政策統括官（恩給担当）では、これらの方々の現状を把握する目的で、毎年、各都道府県のご協力を得て調査を実施しています。

令和 2 年度末（令和 3 年 3 月末）における恩給受給者の状況は、次のとおりです。経年推移を示すため、9 年前の平成 23 年度末（平成 24 年 3 月末）との比較も行っています。

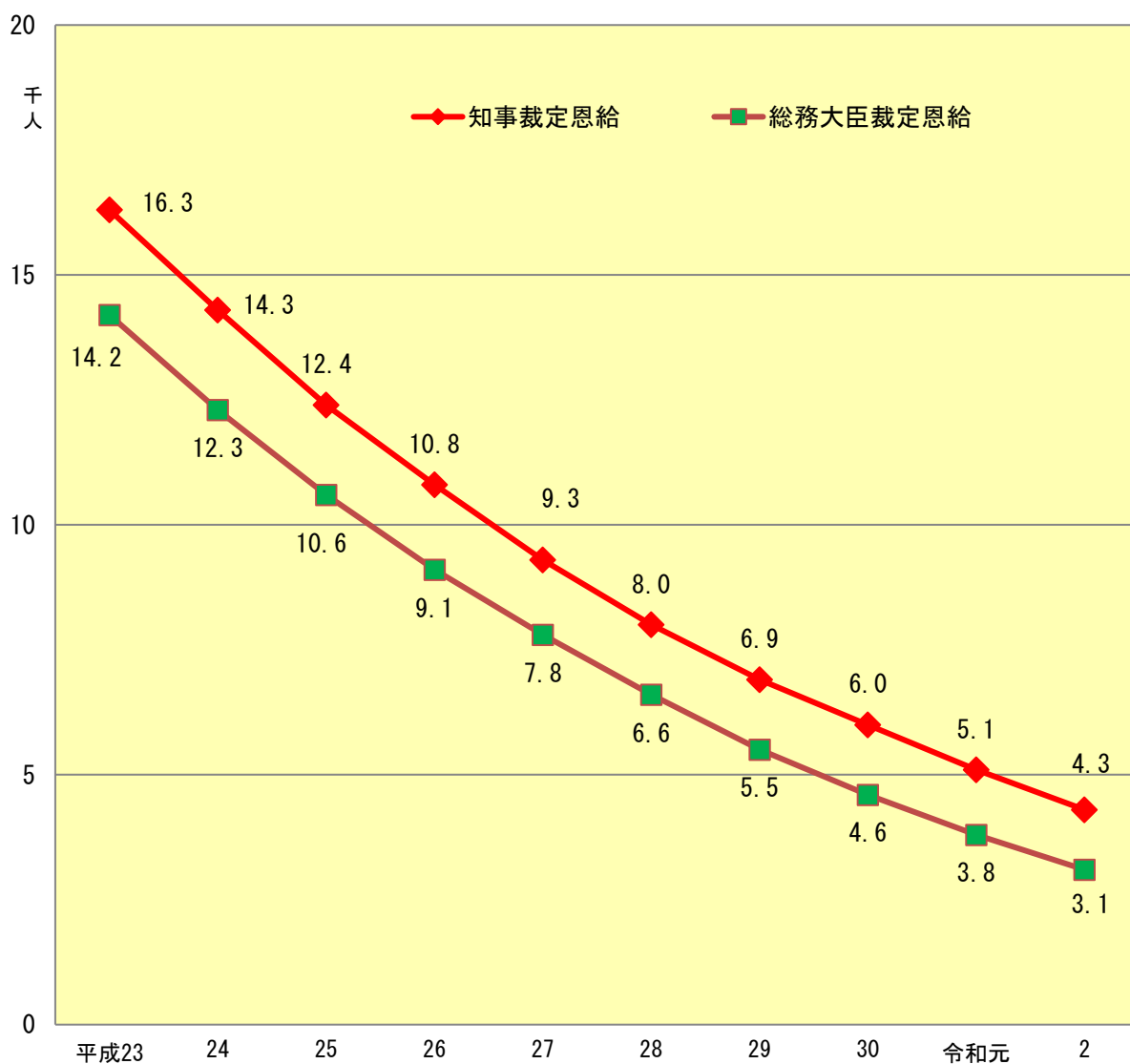
1 恩給受給者の現況及び推移（第 1 図参照）

令和 2 年度末の都道府県知事裁定の恩給（以下「知事裁定恩給」という。）の受給者数は、4,310 人となっており、前年度に比べて 777 人（率にして 15.3%）減少しています。

一方、総務大臣裁定の一般文官恩給（以下「総務大臣裁定恩給」という。）の受給者数は、3,140 人となっており、知事裁定恩給の受給者の方が 1,170 人多くなっています。

また、知事裁定恩給と総務大臣裁定恩給について、平成 23 年度末以降の受給者数の推移をみると、両恩給とも毎年同様の減少傾向を示しています。

第1図 知事裁定恩給及び総務大臣裁定恩給（一般文官）の受給者数

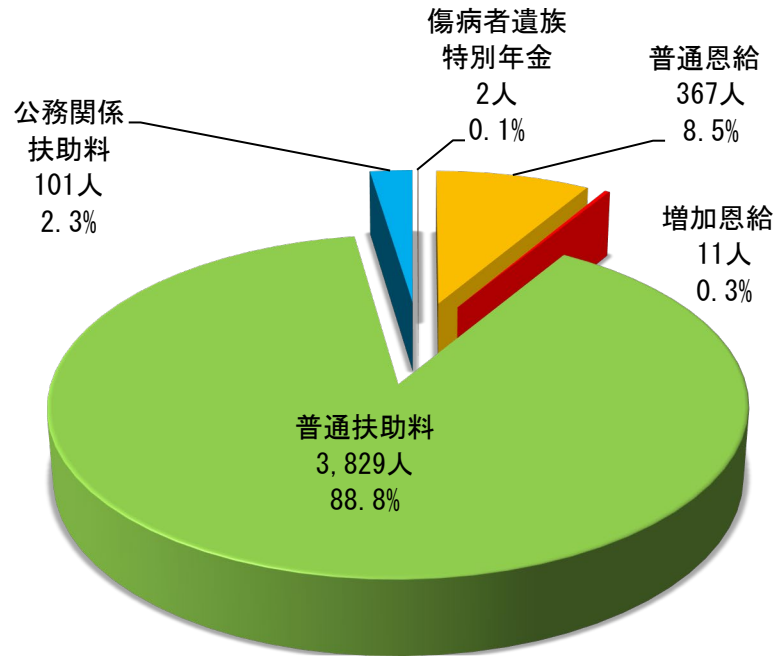


2 恩給種類別の受給者数・割合（第2図参照）

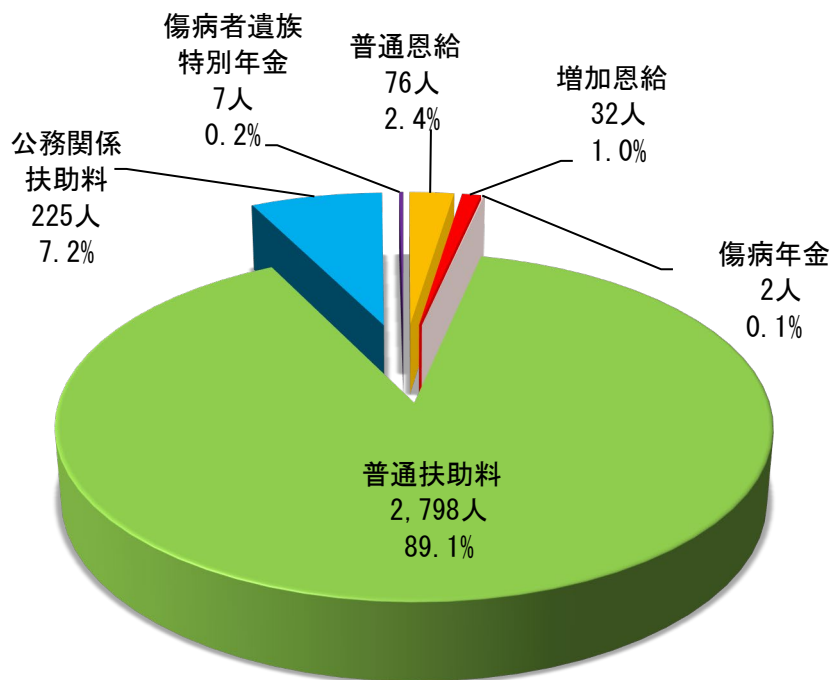
恩給種類別では、普通扶助料受給者が最も多く、3,829人（恩給受給者全体の88.8%）、次いで普通恩給受給者が367人（同8.5%）となっています。

総務大臣裁定恩給と比較すると、知事裁定恩給の方が普通恩給受給者の割合が高く、公務関係扶助料受給者の割合は低くなっています。

第2図 知事裁定恩給の恩給種類別の受給者数・割合



(参考) 総務大臣裁定恩給の恩給種類別の受給者数・割合

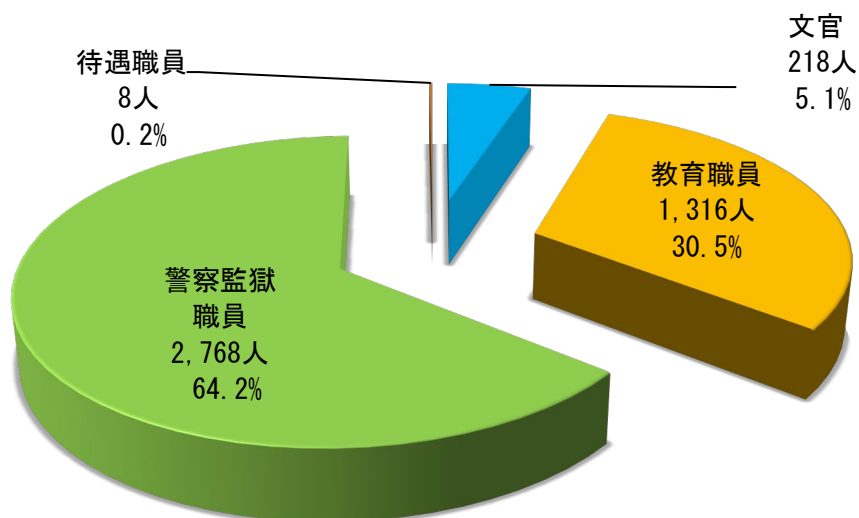


3 公務員の種類別の受給者数・割合（第3図参照）

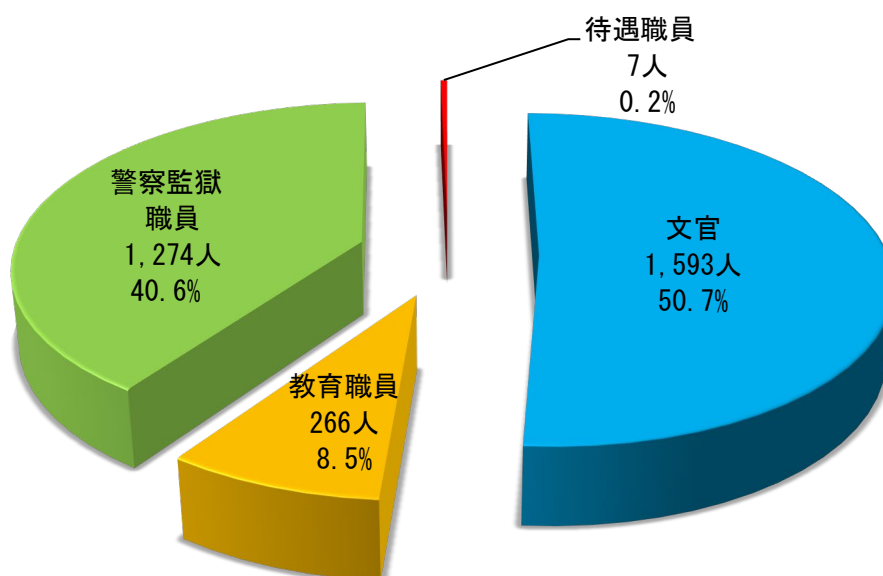
公務員の種類別では、警察監獄職員が最も多く2,768人（恩給受給者全体の64.2%）、次いで教育職員が1,316人（同30.5%）、文官が218人（同5.1%）となっています。

総務大臣裁定恩給と比較すると、知事裁定恩給の方が教育職員と警察監獄職員の占める割合が高く、文官の占める割合は低くなっています。

第3図 知事裁定恩給の公務員の種類別の受給者数・割合



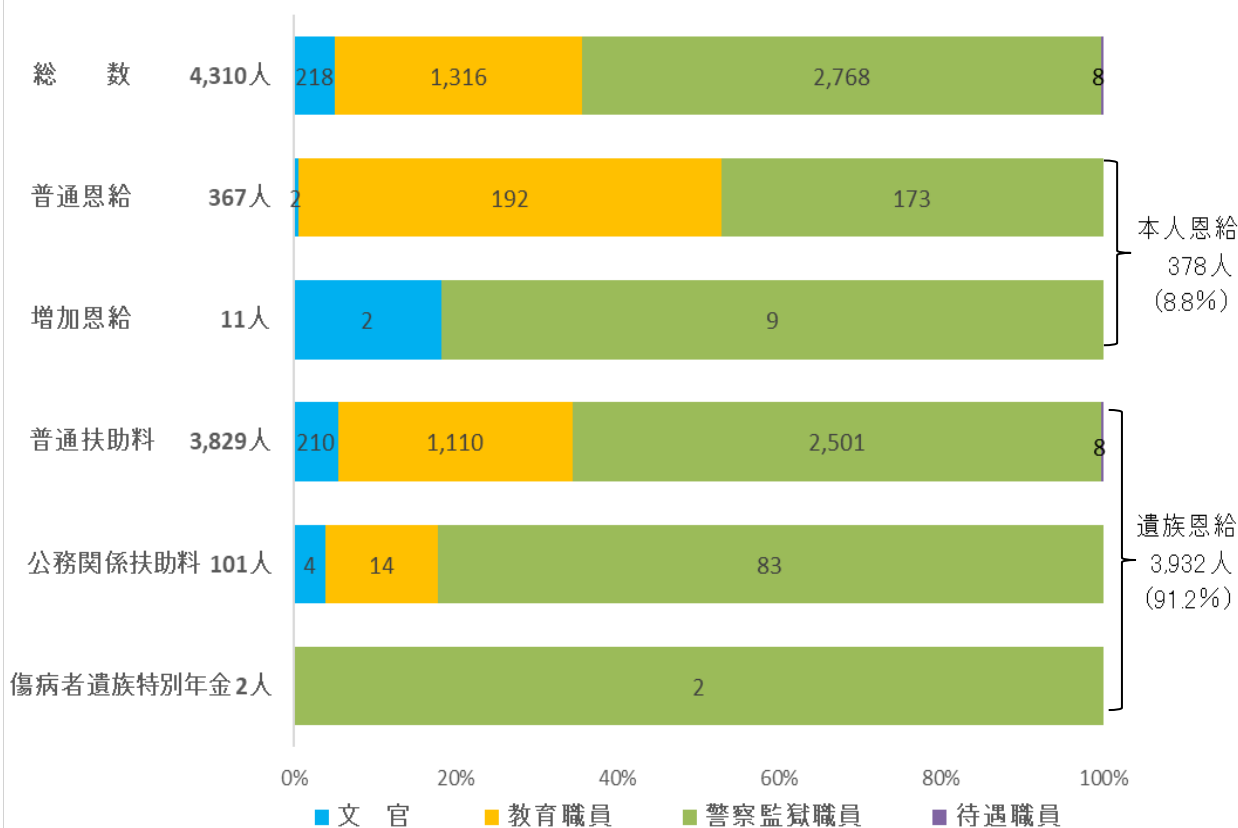
(参考) 総務大臣裁定恩給の公務員の種類別の受給者数・割合



4 恩給種類別・公務員の種類別・本人遺族別の受給者数・割合（第4図参照）

- (1) 普通恩給受給者 367 人を公務員の種類別で見ると、教育職員が 192 人（普通恩給受給者全体の 52.3%）、警察監獄職員が 173 人（同 47.2%）となっており、普通恩給受給者全体の 99.5% を占めています。
- (2) 普通扶助料受給者 3,829 人を公務員の種類別で見ると、警察監獄職員が 2,501 人（普通扶助料受給者全体の 65.3%）と最も多く、以下、教育職員が 1,110 人（同 29.0%）、文官が 210 人（同 5.5%）、待遇職員が 8 人（同 0.2%）となっています。
- (3) 公務関係扶助料受給者 101 人を公務員の種類別で見ると、警察監獄職員が 83 人（公務関係扶助料受給者全体の 82.2%）となっています。
- (4) 恩給受給者数を本人恩給・遺族恩給別で見ると、本人恩給が 378 人（知事裁定恩給全体の 8.8%）、遺族恩給が 3,932 人（同 91.2%）となっています。

第4図 恩給種類別・公務員の種類別・本人遺族別の受給者数・割合



※ なお、掲載の数値の基本となる恩給統計表は
[「統計調査等業務の最適化に基づく恩給統計概要」](#)
から、リンクできますので御利用ください。